



資料提供
滋賀労働局発表 平成29年7月7日

担当	滋賀労働局労働基準部
	健康安全課長 山口 久雄
	健康安全係長 尾川 篤史
	電話：077-522-6650



滋賀労働局長が建設現場をパトロール

～ 7月20日から26日は
建設業労働災害防止強化週間 ～

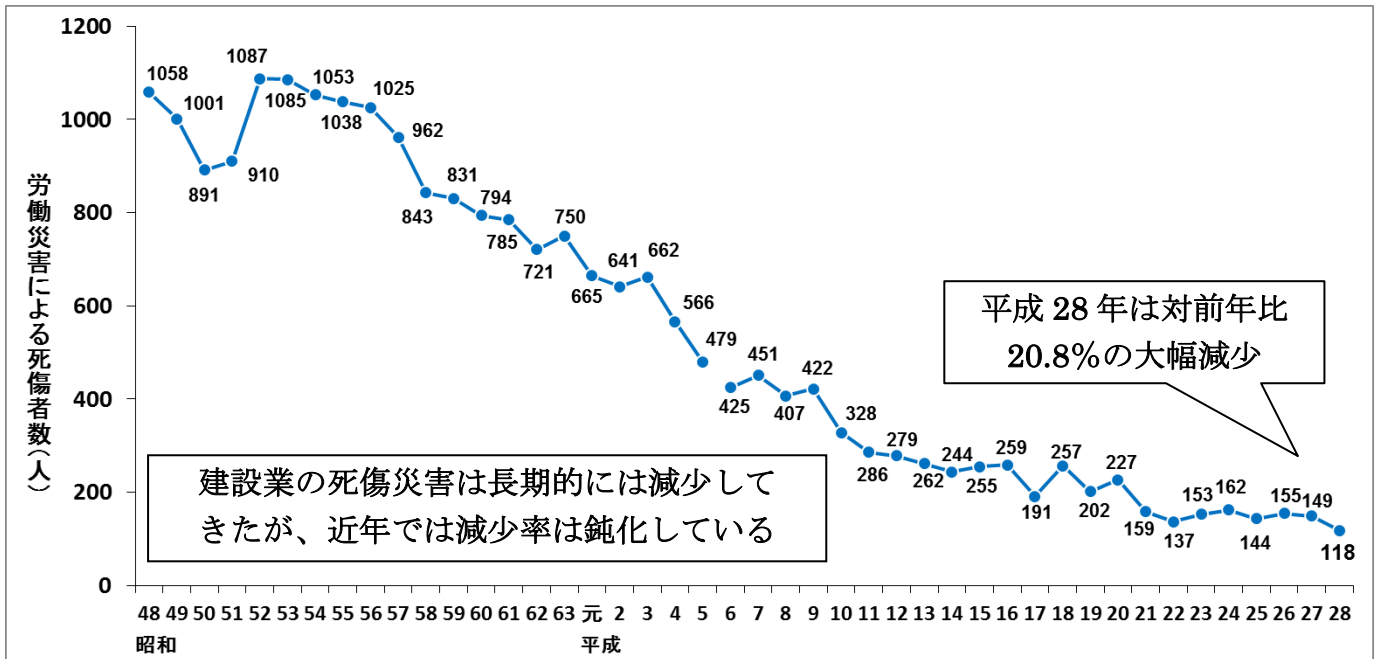
《ポイント》

- 1 滋賀県内における平成28年の建設業の労働災害の発生状況は、休業4日以上之死傷災害が118人となり(対前年比-31人、-20.8%)、前年に比べ大幅に減少したものの、死亡災害は3人と前年より1人増加しました。
災害の内訳を見ると、死亡災害のうち1人は、「墜落・転落」災害によるものであり、「墜落・転落」災害が休業4日以上之死傷災害全体に占める割合は、約34%と、依然として高水準で推移しています。(参考資料1～5)
- 2 滋賀労働局、各労働基準監督署、建設業労働災害防止協会滋賀県支部の主唱により、7月20日から26日を「建設業労働災害防止強化週間」とし、県内の建設関係事業場、建設現場等に、日常の安全衛生活動の総点検の実施、労働災害防止対策の徹底等を要請しています。(参考資料6、7)
- 3 強化週間中には、滋賀労働局長による現場パトロール(実施日時：平成29年7月24日(月)午前10時から、対象現場：日清食品株式会社新滋賀工場新築工事、元請事業場：株式会社竹中工務店)を実施し、墜落・転落災害、熱中症等の防止を呼びかけます。(参考資料8)
その他、滋賀労働局、建設業労働災害防止協会滋賀県支部、公共建設工事発注機関の3者合同により、建設工事現場(8現場)の安全パトロールを実施します。
- 3 建設業労働災害防止協会滋賀県支部、滋賀労働局の主唱により、「建設業安全衛生大会」を平成29年7月25日(火)午後2時から、びわ湖大津プリンスホテルにおいて開催します。(参考資料9)
大会では、建設業労働災害防止協会滋賀県支部長、滋賀労働局長等が、各建設関係事業場、建設現場に対して、安全衛生活動の強化を呼びかけます。

是非、局長パトロールの取材をお願いします

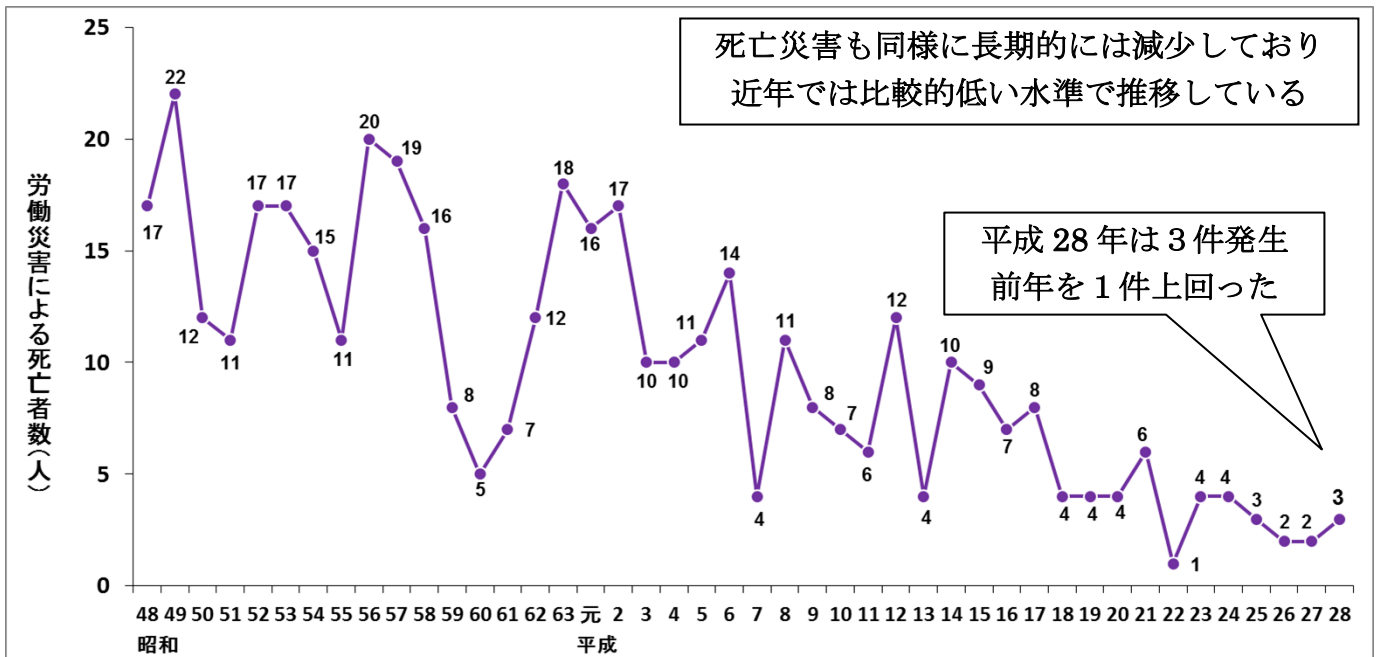
取材される場合は前日午後5時までに上記担当あてにご連絡をお願いします

参考1 労働災害発生件数の推移（滋賀県 建設業 休業4日以上死傷災害）



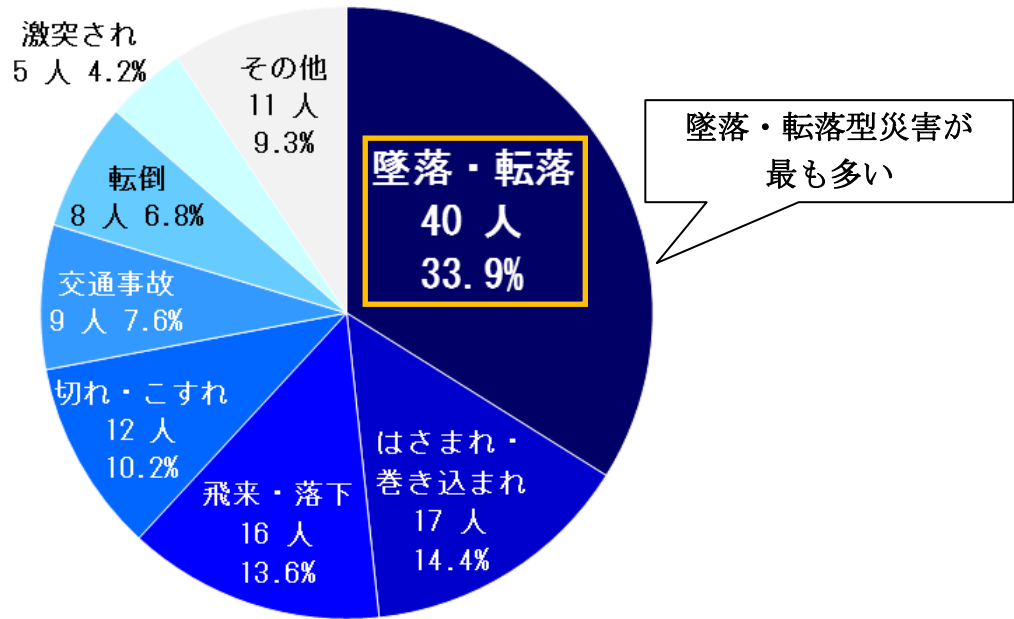
※ 休業4日以上死傷災害は昭和48年から集計開始。平成4年までは労災給付データ、平成5年以降は労働者死傷病報告から集計したもの。

参考2 死亡災害発生件数の推移（滋賀県 建設業）



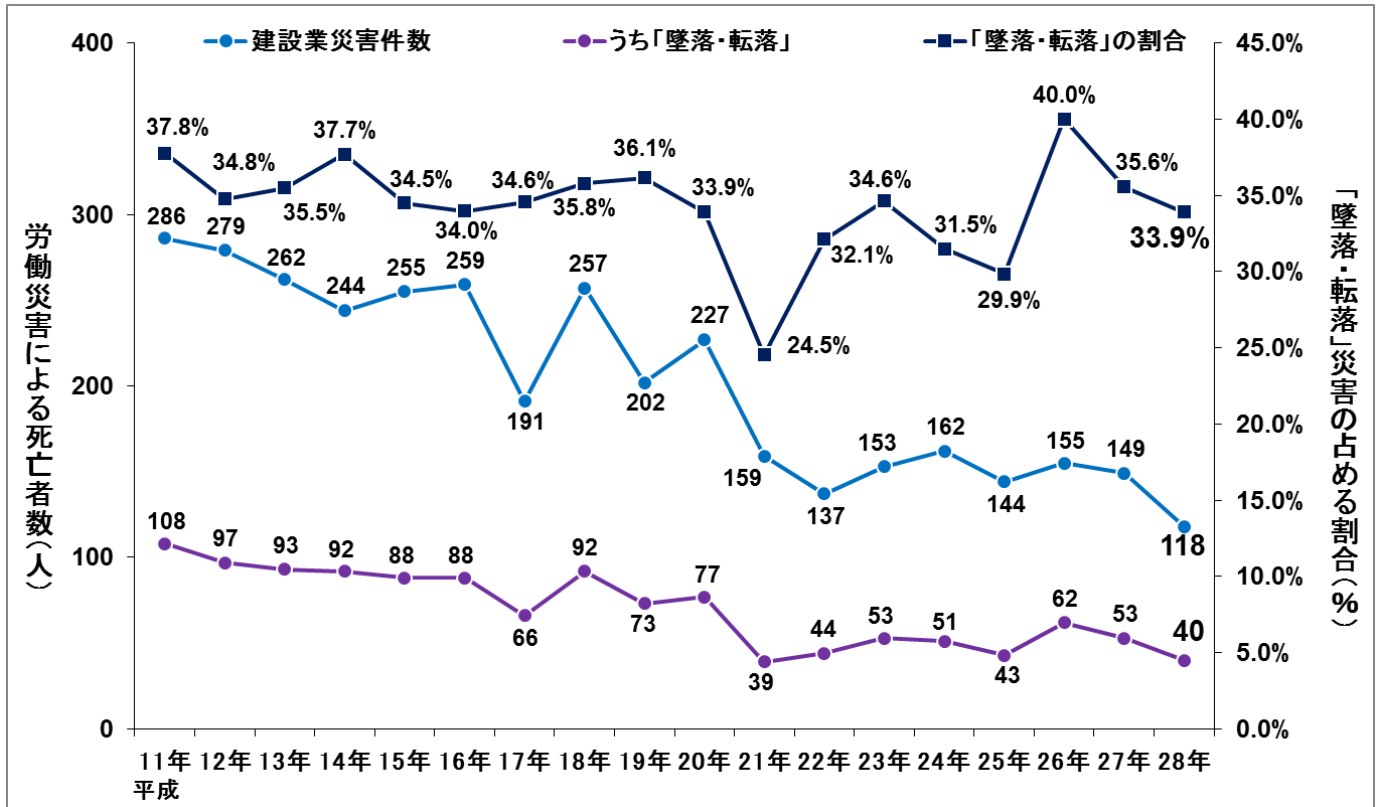
※ 死亡災害報告によるもの。

参考3 平成28年の事故の型別発生状況（滋賀県 建設業 休業4日以上之死傷災害）



※ 労働者死傷病報告によるもの。

参考4 「墜落・転落」による死傷者数と割合の推移



※ 労働者死傷病報告によるもの。

参考5 平成28年の死亡災害発生状況（滋賀県 建設業）

番号	業種 (規模)	発生月 時間帯	事故の型	被災者の職種 年代	発生状況
1	建築工事業 3-2-1 (3名)	7月 8時頃	はさまれ、 巻き込まれ	解体工 60代	解体工事現場において、被災者は、コンクリート圧砕機(車両系建設機械(解体用))のアタッチメントに、廃材を入れたフレキシブルコンテナバックのつりひもを引っ掛ける作業をしていたところ、頭部をアタッチメントに挟まれ死亡した。災害発生時、法定の除外事由がないのに、コンクリート圧砕機でフレキシブルコンテナバックをつり上げて移動させていた(車両系建設機械を主たる用途以外の用途に使用していた)もの。
2	建築工事業 3-2-3 (4名)	8月 10時頃	崩壊、倒壊	土木作業員 40代	マンションの地下にある排水管を取り替える工事現場において、被災者は、地下に掘ったトンネル内で排水管を取り替える作業を行っていたところ、トンネルの天井部分が崩壊し、その下敷きになって死亡した。
3	建築工事業 3-2-1 (5名)	10月 16時頃	墜落、転落	作業員 50代	工場の新築工事現場において、被災者は、高さ約10mの屋根上で防水シートの敷設作業を行っていたところ、一辺が140cmの四角形の開口部から墜落し死亡したもの。当該開口部は、ルーフファン(屋上換気扇)を設置する予定箇所であり、覆い等による墜落防止措置が講じられていなかった。

※ 死亡災害報告によるもの。

平成29年度 建設業労働災害防止強化週間実施要綱

1 趣 旨

平成28年における滋賀県内の建設業における労働災害の発生状況は、休業4日以上之死傷災害が118人と前年より31人減少したものの、死亡災害は3人と前年より1人の増加となった。災害の内訳を見ると、死亡災害のうち1人は「墜落・転落」災害によるものであり、また、「墜落・転落」災害が休業4日以上之死傷災害全体に占める割合は、約34%と依然として高水準で推移しており、重篤な労働災害につながりやすい「墜落・転落」災害の対策をより一層進めていく必要がある。

また、滋賀県内においては、昨年、熱中症による死亡災害が発生しているが、特に、炎天下の高温多湿な環境下での作業が避けられない業態である建設業は、熱中症対策に万全を期す必要がある。

このような状況に加え、近年では経験年数の若い労働者の労働災害が多く、現場の安全技術が適切に継承されているか懸念されるところである。経済状況の回復にも伴い、また、いわゆる担い手3法が施行され、官民の建設投資の増加が見込まれる中で、滋賀県の建設業の健全な発展を確保し、若者や女性をはじめ、より多くの労働者が集まる魅力ある産業とするためにも、労働災害の防止を一層徹底する必要がある、安全帯の使用等、重篤災害を防ぐことを目的としたゼロ災滋賀「命綱GO（いのちつなごう）活動」を現在推進している。

労働災害を防止するためには、労働災害を防止する責務が事業者に課せられていることを経営トップ自らが深く認識し、労働安全衛生関係法令の遵守はもとより、率先垂範して、自主的な安全衛生活動を活性化させる機運を醸成する必要がある。

以上を踏まえ、滋賀労働局及び建設業労働災害防止協会滋賀県支部においては、「ゼロ災滋賀」と「命綱GO（いのちつなごう）」を合言葉に、建設業労働災害防止強化週間（以下「強化週間」という。）を定め、本要綱に基づく活動を展開することにより、元方事業者、関係請負人、関係労働者、労働災害防止団体、関係業界団体、発注者及び労働基準行政が一体となった、建設業における安全衛生活動の着実な実行を図ることとする。

2 実施期間

平成29年7月20日（木）から平成29年7月26日（水）までとする。

なお、強化週間の実効を上げるため、7月13日（木）から7月19日（水）までを準備期間とし、7月27日（木）から7月31日（月）までを事後措置期間とする。

3 スローガン

組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動

未来へつなげよう安全文化

（平成29年度全国安全週間スローガン）

4 主 唱 者

滋 賀 労 働 局
大 津 労 働 基 準 監 督 署
彦 根 労 働 基 準 監 督 署
東 近 江 労 働 基 準 監 督 署
建設業労働災害防止協会滋賀県支部

5 協 力 者

公益社団法人滋賀県建設産業団体連合会

6 実 施 者

滋賀県の建設業の店社及び建設工事現場

7 主唱者の実施事項

- (1) 滋賀労働局長による現場パトロールの実施
- (2) 滋賀労働局、建設業労働災害防止協会滋賀県支部及び公共建設工事発注機関の合同による安全パトロールの実施
- (3) 労働基準監督署による建設工事現場への集中的な監督指導の実施
- (4) 建設業安全衛生大会の開催
- (5) 報道機関への広報の実施
- (6) 実施者及び関係機関への周知
- (7) 安全衛生関係資料等の配布
- (8) 実施者の実施事項についての指導援助

8 実施者の実施事項

日常の安全衛生活動についての総点検（リスク点検）を行い、事業場における安全衛生活動の現状を認識した上で、安全衛生活動の定着とその水準の向上を図るため、特に、ゼロ災滋賀「命綱GO（いのちつなごう）活動」に基づく実施事項を徹底するほか、次の事項を行うこととする。

- (1) 経営トップ自らによる建設工事現場の安全パトロールの実施と安全衛生についての作業員への呼びかけ
- (2) 店社全体及び建設工事現場における安全衛生方針の表明、安全衛生目標の設定及び安全衛生計画の策定
- (3) 店社安全衛生管理者等による現場に対する指導、援助体制の確立
- (4) 元方事業者、関係請負人が一体となった安全衛生管理体制の確立
- (5) 施工計画の事前評価体制の確立
- (6) リスクアセスメントの実施及びその結果に基づく改善計画の策定
- (7) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入
- (8) 元請、下請等各段階における安全衛生教育の実施
- (9) 災害の分析、具体的な災害防止対策の樹立及びその周知徹底
- (10) 若年及び高年齢労働者の安全対策の確立
- (11) 熱中症予防対策の徹底
- (12) 警備業者を含めた交通労働災害防止対策の推進
- (13) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務等に係る有資格者の把握と養成
- (14) 各種健康診断及びその結果に基づく適切な事後措置の実施状況の確認
- (15) 労働安全衛生法等関係法令の遵守の徹底
- (16) ハーネス型安全帯の積極的な使用
- (17) その他「強化週間」にふさわしい行事の実施
- (18) 上記の実施事項の確認と評価

参考7 建設業における労働災害防止重点対策

1 墜落・転落災害の防止対策

滋賀労働局では、『ゼロ災滋賀 命綱GO (いのちつながろう) 活動』を展開し、「命綱 使ってつながろう 大切な命」のスローガンの下、県内の各建設業者、建設現場等に対して、以下の対策の徹底を呼びかけています。

① 安全帯の使用徹底

安全帯は、命をつなぐ大切な用具であり、高所作業のみならず、墜落・転落のおそれのある箇所での使用を徹底すること。

作業員一人ひとりが安全帯使用の重要性を認識するため、朝礼や作業開始前の集会の場において、「いのちつながろう ヨシ!」と、全員で指差呼称を行うこと。

② 安全帯の点検実施

安全帯には、構造、性能上の必要事項を示した規格が定められており、規格を具備した安全帯を使用するとともに、破損や経年劣化に適切に対応するため、定期的に点検を実施し、メーカーが定める廃棄基準に該当するものは、交換等すること。

③ 親綱等の設置徹底

安全帯を使用するため、親綱、親綱支柱等、安全帯を取り付けるための設備を確実に設置すること。

④ ハーネス型安全帯の使用推奨

足場の組立、解体作業や鉄骨建方作業等、墜落リスクの高い作業においては、より安全性の高い、ハーネス型安全帯もしくは二丁掛安全帯の使用が望ましいこと。

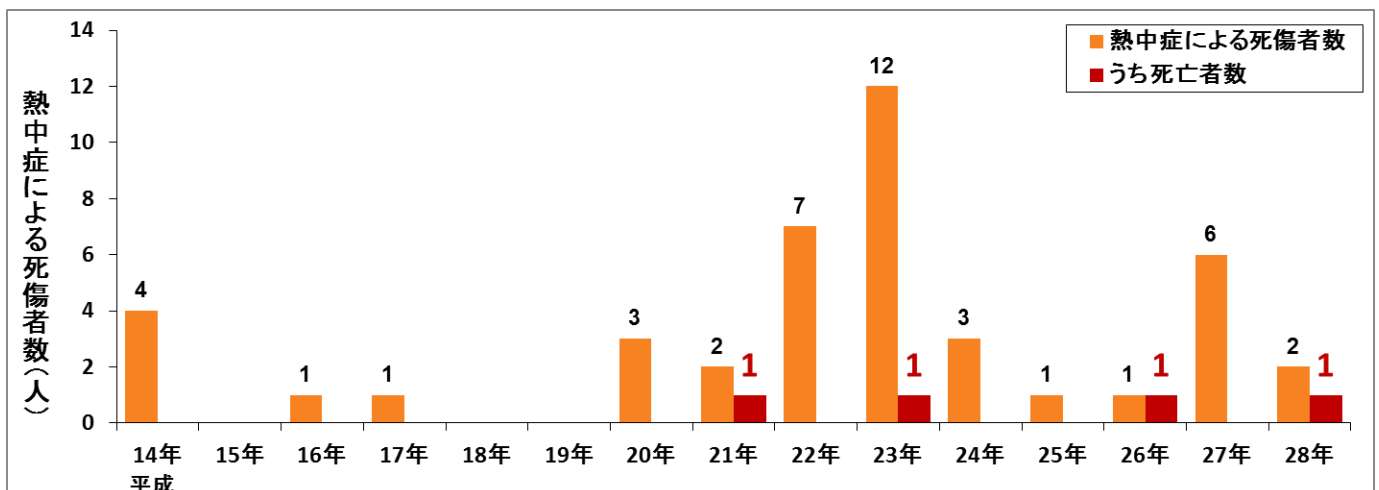
2 熱中症の防止対策

平成28年の滋賀県における熱中症による休業4日以上死傷災害は2件発生し、うち1件は死亡災害でした。滋賀労働局では、職場における熱中症予防対策を一層推進するため、『職場における熱中症予防対策要綱』に基づき、以下の対策の徹底を呼びかけています。

① WBGT値（気温、湿度、輻射熱から導出する暑さ指数であり熱中症リスクを示すもの）を把握し、適切に対策を講じること。

② 作業前及び作業中は、水分、塩分をこまめに補給すること。

③ ヘルメット取付型の日除け布、空調服等の熱中症予防用具の使用が望ましいこと。



※ 労働者死傷病報告によるもの。

参考 8**平成 29 年度 滋賀労働局長による現場パトロール実施予定**

- 1 実施日 平成 29 年 7 月 24 日(月) 10 時 00 ～ 11 時 45 分
- 2 事業場 特定元方事業者：株式会社竹中工務店
 工事名称：日清食品株式会社新滋賀工場新築工事
 所在地：滋賀県栗東市下鉤 3 3 3
 発注者：日清食品株式会社
 工期：平成 29 年 5 月 1 日～平成 30 年 5 月 15 日
 進捗率：約 20% (7 月 20 日頃見込み)
 工事概要：鉄骨造 3 階建工場新築、生産用設備設置工事
 予定作業：基礎工事、鉄骨建方工事 (7 月 20 日頃)
 予定人員：約 400 人 (7 月 20 日頃見込み)
- 3 出席予定者 ① 滋賀労働局 局長 他 計 4 名
 ② 建設業労働災害防止協会 滋賀県支部長 他 計 3 名
 ③ 大津労働基準監督署 署長 他 計 2 名
 ④ 発注者 (日清食品株式会社) 未定
 ⑤ 施工者 (株式会社竹中工務店) 未定
- 4 当日のスケジュール (予定)
- 9 : 45 各参加者が現場に到着、現場事務所へ移動
- 10 : 00 ～ 10 : 20 開会の辞 (滋賀労働局労働基準部健康安全課長)
 各参加者の紹介
 施設目的、工事概要、安全衛生活動等の説明
- 10 : 20 ～ 10 : 25 現場朝礼場へ移動
- 10 : 25 ～ 10 : 30 滋賀労働局長から「安全訓話」
- 10 : 30 ～ 10 : 35 職長会代表から「安全宣誓」
- 10 : 35 ～ 10 : 40 作業者の体調等確認用設備、持込機械試験用設備、熱中症対策用設備等について説明
- 10 : 40 ～ 11 : 30 工事現場巡視 (巡視後、現場事務所へ移動)
- 11 : 30 ～ 11 : 35 建設業労働災害防止協会滋賀県支部長から「総括講評」
- 11 : 35 ～ 11 : 40 大津労働基準監督署担当官から「個別講評」
- 11 : 40 ～ 11 : 45 閉会の辞 (大津労働基準監督署長)
- 11 : 45 散開

5 当日の取材について

現場パトロールは取材可能ですので、取材いただける場合は、事前に担当者あてご連絡いただきますようお願いいたします。取材にあたっては下記事項にご注意願います。

- ① 雨天等による中止の場合には、当日、電話連絡いたします。
- ② 工事現場内ではヘルメット着用をお願いします。ヘルメットは一定数、貸出可能ですので、必要であれば取材申込時にお申し付け下さい。
- ③ 現場内での安全確保上必要な事項、撮影可能範囲など、現場入場時に説明します遵守事項の徹底をお願いいたします。

1 趣旨等

建設業安全衛生大会は、平成2年に初めて開催して以降、毎年開催しており、今年で28回目を迎える。建設現場の労働災害を絶滅し、安全で快適な職場を実現するため、建設事業主とその従業員及び関係者が一堂に会し、職場の安全と健康管理に関する意識の高揚を図るもの。

2 主唱・主催

建設業労働災害防止協会滋賀県支部

3 主唱

滋賀労働局

4 後援

滋賀県、一般社団法人滋賀県建設業協会、公益社団法人滋賀県建設産業団体連合会、専門工事業者団体

5 日時

平成29年7月25日(火) 14:00～17:00頃

6 場所

びわ湖大津プリンスホテル（大津市におの浜4丁目7-7 TEL:077-521-1111）

7 参加者

- ・ 建設業労働災害防止協会滋賀県支部会員
- ・ 会員事業所の従業員、会員事業所の協力事業場等関係者
- ・ 建設産業団体関係者、専門工事業者団体関係者 ほか

8 大会次第

- ・ 開会の辞
- ・ 主催者挨拶
- ・ 主唱者挨拶
- ・ 安全衛生表彰
- ・ 来賓祝辞 滋賀県土木交通部長、国土交通省滋賀国道事務所長、建設業労働災害防止協会長
- ・ 大会宣言
- ・ 特別講演 演題：「みんなのやる気とリスクコミュニケーション」
 講師：建設業労働災害防止協会安全管理士 山下一彦 氏
- ・ 閉会の辞

9 当日の取材について

建設業安全衛生大会も取材が可能です。取材いただける場合は、建設業労働災害防止協会滋賀県支部（滋賀県大津市におの浜1-1-18 TEL:077-522-3232）あてご連絡いただきますようお願いいたします。